

令和3年第11回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年12月14日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和3年12月16日	午前10時00分
	閉 会	令和3年12月16日	午後2時13分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	真 部 卓 也	〃	13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	〃	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

8 番	具志堅 正 英	9 番	仲宗根 須磨子
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企画商工観光課長	屋富祖 良 美
住 民 課 長	崎 原 誠	福 祉 課 長	大 城 尚 子
子育て支援課長	安 里 孝 夫	健康づくり推進課長	平安山 良 信
建 設 課 長	宮 城 忠	農 林 水 産 課 長	松 本 一 也
上 下 水 道 課 長	知 念 毅	教育委員会事務局長	有 銘 高 啓

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 新 吾	主 任 主 事	宇茂佐 隼 人
---------	---------	---------	---------

議 事 日 程

12月16日（木） 3 日目

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第72号	あらたに生じた土地の確認について (議案審議・採決)
2	議案第73号	字の区域の変更について (議案審議・採決)
3	議案第74号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本部町一般会計補正予算について） (議案審議・採決)
4	議案第75号	本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定について (議案審議・採決)
5	議案第76号	本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (議案審議・採決)
6	議案第77号	本部町農水産業担い手支援住宅の設置及び管理に関する条例の制定について (議案審議・採決)
7	議案第78号	本部町子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について (議案審議・採決)
8	議案第79号	本部町保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案審議・採決)
9	議案第80号	本部町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案審議・採決)
10	議案第81号	かみもとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定について (議案審議・採決)
11	議案第82号	町道の路線変更について (議案審議・採決)
12	議案第83号	町道の路線認定について (議案審議・採決)

日程番号	議案番号	件名
13	議案第84号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について (議案審議・採決)
14	議案第85号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について (議案審議・採決)
15	議案第86号	沖縄県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について (議案審議・採決)
16	議案第87号	令和3年度本部町一般会計補正予算について (議案審議・採決)
17	議案第88号	令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案審議・採決)
18	議案第89号	令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案審議・採決)
19	意見書第7号	離島振興法の改正・延長を求める意見書 (議案説明・議案審議・採決)
20		委員会の閉会中の継続調査申出書

○ **議長 松川秀清** これから本日の会議を開きます。 開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

先日、議案説明を終了してありますので、議案の審議・採決を行います。

日程第1．議案第72号 あらたに生じた土地の確認についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第72号 あらたに生じた土地の確認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第72号 あらたに生じた土地の確認については、原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第73号 字の区域の変更についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第73号 字の区域の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第73号 字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第74号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。13番 喜納政樹議員。

○ **13番 喜納政樹** 少しお伺いしたいと思います。

この子育て世帯の臨時給付金ですが、最初の目的が5万円の現金と5万円のクーポンなど、そして様々なところろ変わるような政策で、今週になってきた仕様が10万円現金一括給付を選択肢の中に入れるとおっしゃっていましたが、本町としてはどういった対応をしていくのか説明を願いたいと思います。

○ **議長 松川秀清** 子育て支援課長。

○ **子育て支援課長 安里孝夫** 13番、喜納議員にご説明いたします。

当初、現金5万円、クーポン5万円、計10万円の給付を政府のほうから予定されておりました。それでその準備を我々としてもしていたところです。今週の月曜日、予算委員会とする政府答弁の中で一括10万円の給付も選択肢の一つということで答弁がございました。それを受けてですね、昨日国のほうから指針のほうが示されております。内容としてはこれまでどおり現金5万円、クーポン5万円、現金の5万円を先行して、後に追加で現金5万円を2回に分けて支払う方法。現金10万円を一括で支払う方法ということがございます。町としても町の子育て世帯の状況を考えて一括して10万円のほうがいいのではないかとということで、年内に中学生以下の家庭については交付する予定で進めていきたいと考えております。今回の予算については、先行の5万円分の予算の上程でございましたので、残りの5万円につきましては、課の今ある既決されている予算の中で算出していこうと考えております。それに伴って予算が足りなくなる面がありますので、来年の議会の中で再度補正していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 じゃあその、今回専決で2,343名掛ける5万円分の専決だったんですが、そのほかの分は同じ項の児童措置費の中から流用していくという説明と理解したんですが、それで今後の予算上問題はないのか、そこら辺を少しお伺いします。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 13番、喜納議員にご説明いたします。

今、御質疑がありましたとおり児童措置費の中からの流用を考えております。それについてもその支出自体が来年予定している歳出する前には議会を開いて補正を上程させていただきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 国の政策も急に変わった関係上もあるし、行政運営も二転三転とは言いませんが、なかなか大変な運営だと思うんですが、ここへ来て、今、ちょっと驚くような説明だったので、町長としても我々議会に対して理解を求めるような説明や答弁などをいただきたいと思うんですが、町長の思いをお願いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 議員が今おっしゃっているとおりで、国のほうの考え方が国会の中でもうこれは二転三転、四転というような状況があります。その状況の中で我々もどのような対応を町としてやるのかというようなことについて、常に内部議論を進めてきております。結論から言いますと、全額10万円を年度内に子育て世帯にお届けしようというようなことで結論づけたのは昨日の朝でございます。これは国の動きによってそれができるものだと、可能だというようなことで昨日の朝にそれを内部でもって議論して考え方の方針をとりまとめましたけれども、いずれにせよ国のほうからは当初5万円は現金、5万円はクーポンですよという当初の考え方がありましたけれども、現実的にクーポン利用でという話になりますと、膨大な作業が発生してきます。印刷に対する作業ですとか、店の選定ですとか、あるいはどこまでが子育て世代支援商品なのかと

いったようなことの一連の作業を考えたときには、これは非現実的だと当初から考えておりました。ですので何らかの形で現金給付のほうがよかろうというようなことで考えたときに、できるだけその中で年内といったようなことについては国のほうから、最初から方針が示されておりましたので、年内に5万円を給付して、年が明けてから状況を見ながら現金給付ができればなというようなことで考え方を進めておりましたけれども、急遽また一括で10万円の対応ができますよと、それも選択肢の中で、自治体の中で入れていただきたいというような話で、国のほうからそういったお示しがあったので、じゃあというようなことで年末ですね、できるだけ年内に届けたほうが助かるだろうと、地域住民のほうがですね。そういったことで年内に、商品マインドが高い年内にお届けをして、そして子育て世代の生活の支援、町の景気の浮揚にもなるだろうというようなことで考えておりますので、ぜひそういったことをご理解いただいて、そして地域の皆さんのほうにもうちの町については10万円を年内にお届けすると。事務的な手続については、既存の予算の中で一部は流用財源がありますので、その流用財源を使って、そして後でまた補填していくというような内部の事務的なやりくりをやるというようなことをございますので、その旨ご理解いただければと思います。説明は以上でございます。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 1点だけ質疑します。

これから出産を迎える方もいらっしゃると思います。何月何日生まれまでが対象になるのかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 3番、山川議員にご説明いたします。

今事業ですね、令和3年度の事業になっておりますので、令和4年3月生まれまでが対象になります。すみません、令和4年3月31日生まれまでが対象になります。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 その場合ですね、子供が生まれてどのような申請を通して支給まで、この流れを教えてくださいなのですが、生まれてから申請が必要なのかどうか。そして支給するためには、この流れをお伺いします。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 3番、山川議員にご説明いたします。

出生のときにいろいろ手続があるんですけども、その一定の流れの中で保護者の振込先とか、その本人が分かるものを記載していただいてそこに振り込むという形になりますので、大体申請してから1か月ぐらいでは振り込まれる形となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 私の思いも交えて伺いたいと思います

私はですね、実際、今山川議員からもありましたけれども、本音は小さい頃も少々お金がかかりますが、一番お金がかかるのは大学生です。ですから幼稚園以上とか、小学生以上、大学生、

経験しているから分かるんですが、卒業するまで1人約1,000万円ぐらい使うものですから、それを考えると、国のほうもぜひ大学生までやってほしかったなという思いが1点、これは以上ですけれども。

それと、今担当課長と町長から説明がありました。本部町のこのゼロ歳から18歳まで、2億3,430万円が下りてくるわけですね。これをもし現金で渡した場合にまかり間違うと町外で支出される可能性もある。ですから私はクーポン案に本当は賛成でした。なぜかという、5万円はクーポンにすると、例えば地域振興券、地域でしか使えないクーポン、登録は大変かもしれないんですが、1億1,715万円は町の商工業に経済効果をもたらすという思いが、テレビでマスコミはあまり言わないものですから、一般の方々に聞くともちろん10万円がいいですよ。しかし、我々商工業からすると、1億1,000万円余りのクーポンや地域振興券などに変えたりして、地域を潤わせるような施策をしてほしかったものですから、その点に関して議論したかどうかを伺います。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 14番、具志堅議員にご説明いたします。

当初からクーポン券にして地域の経済を活性化させようという中でクーポン券という案が出ていて、我々としても庁内で話し合いは行っておりました。ただ、子育てに必要な物資とか用具とかという最初のほう、当初のほうですね、縛りがあったものですから、町内でそれを調達できるところも現在は少ないのではないかということも踏まえてですね、当初話し合っていた経緯がございます。国の方針転換の中で現金一括10万円という話が出たものから、保護者等の希望とか、需要を勘案して今回の措置となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第74号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第74号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第75号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第75号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第75号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第76号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第76号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第76号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第77号 本部町農水産業担い手支援住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 質疑いたします。

条例案の第5条に関してです。入居期間到達時、退去後の「経営に課題があり」という文言がございます。そこからですね、入居した後のこういう農水産業の経営に関するアドバイス体制ができていのかどうかということをお伺いしたいのと、もう一点は、この「経営に課題があり」と、誰がいつ、どのように判断するのか、この2点をお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 3番、山川議員のほうに説明いたします。

経営に課題がある特別な理由についてですけれども、これにつきましては、入居する前の書類として収納計画というものを立ててもらいます。その収納計画は5年の収納計画になっているんですけれども、もしその計画どおりに行かない場合がもしかしたらあるかもしれません。そう

いった形で自立できない状況が確認されれば2年間は延長できますという形を取っております。それと経営に対するアドバイスですけれども、今、農業委員会や青年農業者のグループもごございます。また、漁業においては漁協もごございますので、そういった方々、あるいは北部の農林振興センター、沖縄県の、県のほうですけれども、そこでもアドバイザーがおられますので、その方々へのつなぎとかですね、そういった形で今考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午前10時22分）
再開します。 再 開（午前10時22分）

3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 今回この第1条の目的に関してですけれども、農水産業の担い手確保と定住促進というのが目的にあると思います。担い手確保と担い手支援というのはセットでなければいけないと思っているんです。今回の農水産業担い手支援住宅に関しては、ハードの面は整えましたと。それはまた担い手支援のプロジェクトがあった中の一つにこの担い手支援住宅の支援というのがあるべきだと思っているんですね。今、この大きな枠で担い手支援というのが見えづらい、方向性が見えづらいなと思っていまして、本当に新規就業者が支援住宅に入居をして5年間で一人前になって退去していただけるのか。本部町の農水産業を担ってくれるスキル、レベルまで本当に到達できるのかというのは日々の担い手支援プロジェクトにかかってくると思うんです。今箱だけはありますよと。これはもちろん賛成で、私もこういった支援住宅、なければいけないと。もちろんあったほうがいいにこしたことはないわけです。そうなんですけれども、さらに上の方向性、枠組みが何か見えづらいなと思っているんですけど、この担い手支援に関してどのように考えているのかということをお伺いします。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 3番、山川議員にご説明いたします。

ただいまこの担い手の支援に対して、そのハード面の確保も支援の一つだということではあるんですけれども、ソフト面も含めてどういうふうな支援があるのか、どういう体制で支援しているのかということだと思っておりますのでご説明いたします。

今、この担い手に対する支援というのは金銭面での支援だと、青年就農に対する給付事業とかという金銭面での支援もひとつ制度的にあります。それから技術面での支援、農業をやるに当たって、初めての方ですので、全く一からの人もいますので、そういう技術的な支援、それはうちの農林水産課のほうからもありますが、県のほうの普及課のほうのアドバイザーもいますし、また町の農業委員会、そしてまた先ほどあった町の青年農業者の会、青年農業者の会というのは今20名ほどの組織がありますが、ほとんど違う品目を作っている方々がみんな集まっている団体ですが、そこで一緒に技術的な交流、そしてまた経営的な交流、そういうことをすることによって全く初めての方もアドバイスを受けながら自立できるようなそういう支援体制をつくっております。そういう形で5年以内には自分の目標とする経営ができるような、収益ができるような計画をまず最初でつくるんですが、それを認定する組織として農業委員会と本部町と、そしてまた

県の普及課という形でその計画に対していろいろアドバイスをしていくんですが、随時一年一年、その人がどれぐらい経営的に順調にしているのかということも逐一見回りしながら、また意見交換しながらという形で技術面や経営面のほうを支援していくという体制で今やっているということです。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 ぜひ今、担い手支援住宅の募集と同じようにして担い手支援のメニューの中に農具の支援があるとか補助があるとか、こういう体制で迎え入れることができますよとか、そういったメニューを連ねた上の一つにぜひ担い手支援住宅の設置というのをしてほしいなと思っているわけです。そこが第6条、入居者の公募の方法、どのように公募するのかということなんだろうと思うんですけど、以前話を聞いたところでは、町外、県外の方も特にウェルカムですよという話だったのかと思います。この第6条を見る限り、(1) 広報誌での募集、(2) 本部町役場の掲示板、(3) 本部町公式ホームページ、(1) から (3) までは必ずやるのかなと思うんですが、これは町内に向けての情報発信になっているのかなと思います。(4) で、じゃあどのように公募をしていくのかということだろうと思うんですけど、そういったところを具体的にお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 3番、山川議員のほうに説明いたします。

その他の公募の方法ということですが、今考えているのは、町内の掲示板、道路沿いの掲示板などがあります。そことFMもとぶを使った公募も予定しようかなと思っています。併せてFMもとぶの連携しているFMがございまして、中部、南部まで届く番組があるんですが、そこでの告知も行おうかなと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 4回目なので特別1回認めます。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 この広報に関してですけれども、じゃあ県外の方はどうするんだという話になっております。もちろん沖縄県、県内でいくとFMもとぶを通して一定層に、一地域には届くのかなと思っていますし、でも県内でも相当数の方には届かないのかなと思います。この広報の在り方というのはもう一度考える、検討の余地があるんじゃないかなと思います。これは町内向けの担い手支援住宅の募集なのかなと逆に思ってしまうぐらい町内に広報をしているようなイメージがございまして、もっと幅広く周知してもいいのかなと思っています。この条例に関して、もちろん賛成ではあるんですが、第5条を含め、第1条、そしてこの第6条、まだ少し具体性といえますか、根本的なところで反対する賛成するになる材料が私の中には今のところにはないという、ちょっともやもやした気持ちではございますが、規則の中でどのように細かく書いていただけるのかということが非常に重要になってくるのかなと思います。この担い手支援住宅は、先ほど目的のところでも言いましたとおり、担い手の確保と担い手支援というのはセットでなければならないと思っていますので、しっかりとこの就業者、水産業、農業の担い手を育成できる枠組みをしっかりとつくって、しっかりとした形で広報していただきたいなと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 13条を見ていただけますか。担い手住宅の家賃は月額3万円とする。2のほうで町長は次の各号に該当するときは家賃を変更することができる。その(2)ですが、担い手住宅に改良を施したとき、この具体的な意味ですね。例えば古くなって改良なのか、そして新しく住んだ方がトラクターが入る車庫がないから自分で勝手に造っていいのか。その1点。

もう一つは、以前にも話したことがあるんですが、この家賃に関して上下水道と連動させることは考えていないかどうか、この2点を伺います。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩 (午前10時33分)

再開します。

再 開 (午前10時34分)

農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 14番、具志堅議員のほうに説明いたします。

13条の2項のほうの担い手住宅の改良を施したときという内容なんですけれども、これにつきましては個人での改修とか、もしくは改築とかは基本的には禁止しております。この改良というのは、例えば町が改めてこういった施設が必要だねということで、また改めて何らかの施設を設置した場合と考えております。

それと上下水道と連動した形の引き落としということでもありますけれども、この地区におきましては上下水道が整備されておられません。ごめんなさい、下水道がございませんので各浄化槽の設置となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 今、下水道が整備されていないということは聞いたんですが、上水道と家賃の回答は得ていないものですから。それと担い手住宅に改良を施したときと書いてあるんですが、これは勘違いも多分出てくると思うので、その横あたりに、町当局が了承した場合とかを入れなくても大丈夫なんでしょうかと思ひまして……、以上です。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 14番、具志堅議員のほうに説明いたします。

上水道の費用と住宅の費用を同時に引き落としなどができないかということでもありますけれども、この水道のシステム上、同時にはできないということがありますので、おのおの引き落としの手続は取られると考えております。

それとその改良を施したという言葉の部分なんですけれども、これにつきましては別の条項のほうで改良はしてはいけないということを示してあります。18条の第6項ですね、入居者は、担い手住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときは、その限りではないということであらうでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかにございませんか。7番 伊良波 勤議員。

○ 7番 伊良波 勤 まず二、三点お伺いする前に町長をはじめ、農林水産課の皆様には具志

堅区にこのような担い手の住宅を造っていただき、先日も区民総会があったんですけれども、その中で区民も大分喜んでおりました。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

さて、この条例の内容なんですけれども、大半は私も内容としてはいいと思います。ただ1点だけ、4条の(2)のイのほうですけれども、入居日から1年以内で就業することとありますけれども、基本5年設定の中でスタートして1年というのはあまりにも無駄な時間じゃないかなと。なかなか農業というのは今日スタートして、これはすぐに身につくものでもございません。経験やいろいろ積んでいるので、ここ1年とする――最大限のあれで1年というのはいいかもしれませんけれども、例えば今現在、既に5年以内に就業している方、農業あるいは水産業で既に生活の基盤ができている方はいいと思います。これからやろうとする方で、じゃあどこで畑をするのか。これは畑を探すのも、例えば私どもは自分の地元ですから畑も探しやすいですけれども、他行政区から、あるいは他市町村から来た場合に、そう簡単に畑というのは貸してくれるものじゃないと思うんですよ。そうすると1年間は、極端の話をすると遊んでいるという見方をされてもこれは大変なことになりますので、課長とは前々からその住宅ができるということで早めに土地の確保という話をしているんですけれども、今どのような体制をしているのか、ちょっとお聞きします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 7番、伊良波議員のほうに説明いたします。

1年以内に就業するというところでございますけれども、実はその申込みの時点で、先ほど話しましたけれども収納計画書というのがございます。その中には例えば農地が何平米するのか、利用する予定があるのかとか、そういったことも最初から、例えばある程度確保されるという予定で組ませていきたいなと考えております。ただ、議員おっしゃるように新規就農者ですと、農地自体もなかなか確保できないと思います。それもありますので我々はできるだけ遊休地の整備を行って、そういった方々に提供できるような形で取組をしたいなと思います。具志堅区におきましては、改めてかんがい施設を今後、来年度から工事自体が整備されます。これまでも整備はされているんですけれども、ほとんど整備されているのは土地改良のみだったんですね。新しいかんがい施設におきましては具志堅地内に集団で畑がある場所まで今回新たにこのかんがい整備を行いますので、この近くで遊休地になっている畑など、積極的に整備しまして提携できるような形で考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 7番 伊良波 勤議員。

○ 7番 伊良波 勤 私も出身は具志堅ですので、その土地の確保は区長をはじめ、早めに相談をしていただければ幾つかあてもありますので、できれば入居日から早い時期に農作業ができるような、あるいは水産業ができるような形を取って一日も早くそこで生活基盤をつくっていただければなと思います。

最後に条例とは関係ないんですけれども、この住宅の建設に当たって今現在建設している近隣住宅への配慮、これはとても感謝しています。あれだけの工事ですから防音設備など大変区長も

はじめ、役場の皆さんには感謝しておりましたので、この場を借りてお話をさせていただきたいと思ひます。以上です。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 1点だけ質疑いたします。

第7条、公募の例外のところ、(3)です。担い手住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となるとときとありますが、具体的にどういう状況が想定されるのかお伺ひします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 9番、仲宗根議員のほうに説明いたします。

7条の3項のほうですね、担い手住宅入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となるとときと書いてありますけれども、例えば今回4世帯の住宅がございます。おのおの募集されるんですけども、例えば農家が二世帯、漁業者が二世帯という形になった場合に、募集に当たって、抽選に当たっておのおのA B C Dというか、場所に配置された場合に隣近所に同じような業種の方がいたほうがお互いに相談しやすいかなとか、そういったことが考えられますので、これは入居選定時でできればいいんですけども、そういったことがあった場合に相談してここの場所を入れ替えるという形のことを考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかにございませんか。1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 第4条ですけれども、先ほどから本部町内の町民が優遇されているんじゃないかという話があったりしますけれども、この最たるものが4条の1のイですね、この中で町で新たに漁業に就業する者は、5年未満の者で本部漁業協同組合の正組合員およびその見込みがある者ということ。これは恐らく定住促進、あるいは担い手支援という観点からしますと、当然町外からも、ほかの自治体からも希望者が来るということで当然対象になるわけですけれども、それから見るとこの組合員になるというのは非常にハードルが高いと常日頃聞いております。準会員にしてもしかりだと思ひます。それからすると、ほかの市町村から本部町に住んでその漁業をやりたいということがあった場合、この内容からするとハードルがかなり高い組合員にはなれないんじゃないですか。そういうことからしますと、これはまさに先ほど山川 竜議員から話がありましたように、本部町を対象にした条項じゃないかなという感じがしますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 1番、仲程議員のほうに説明いたします。

4条の1項のイ、正組合員およびその見込み者ということの対象ですが、今、この書き出しにつきましては必ずしも正会員でなければならないということではありません。その見込み者であるというものです。もちろん準組合員も該当します。改めて募集に当たりますと、先ほど農業のほうでも話しましたが、就農計画というものもあります。またそれと似たような漁業者への経営計画なども書類の一つにおいておひまして、いつ頃から就業するのか、例えば今時点で操業する漁具とか船とかがあるのかとかも含めてその書類に書いてもらうんですけども、組

合員に属する場合は年1回の審査がございます。その審査においては、申請に当たりましては特段これから漁業をしますよという形で申請可能でありますので、それも見込みのうちに入るのかなと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 参考までにお聞きしますが、ちなみにその正組合員、それと準組合員というのは今現在どの程度おられますか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 1番、仲程議員のほうに説明いたします。

組合員数ですけれども、今年の3月31日現在ですが、正組合員が43名、これは一法人も含まれます。準組合員が94名となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかにございませんか。12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 今回のこの支援住宅はとても素晴らしい事業だと思っています。場所に関してですけれども、今回は上本部地区、具志堅にできるわけですけれども、今後、中山間地域にもひとつ検討していただきたい。その辺にも必要じゃないかなと考えておりますけれども、どうでしょうか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 12番、座間味議員のほうに説明いたします。

今回の支援住宅につきましては、農水産業ということでの支援住宅という形になっております。具志堅地内に選定されたのも、新里漁港が近いということと、あと具志堅区の土地改良、畑がたくさんあるということがありまして、今回この場所に選定されております。議員おっしゃるように改めて山間部にも設置してはどうかということでもありますけれども、今後検討させていただきます。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかにございませんか。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 1条の目的の意欲的な新規就業者、この意欲的な新規就業者というのはどういう人たちなのか。それとも個人なのか、あとはグループでもいいのか。それからこの住宅に入るのは個人でもいいのか、それとも家族、それからグループ、団体もエントリーできるのか。

それと2条の(1)の住宅及びその附帯施設、この附帯施設というのは何なのか。それから(2)のただし相続による所有権取得を除くとある。なぜ相続は除くのか、その理由。

それから4条の先ほども仲程議員が質疑しました、イ、正組合員およびその見込みがある者というのはどういうものなのか、基準、正組合員ぐらいの多分同等の者だと思うんですけども、この見込みはどうやってこの基準をつくるのか。さらに(2)のア、年齢基準がありますけれども、なぜ50歳未満にしたのか。60歳未満ではだめなのか。65歳未満でもだめなのか。それから入居日から1年以内に町で就業することが確実な者、なぜ1年間も就業できないのか。この営農計画とかを出させるわけですから、もっと早めに就業させてもいいんじゃないですか。

それから先ほど5条のほうを山川議員が質疑しましたけれども、この入居期間5年間、新規就

業だといろいろ第1次産業の場合は、農業の場合はその土地を、先ほど伊良波議員もおっしゃいましたけれども、土地を確保したり、それから施設とかビニールハウスとか大型農業機械とかそういうものをどういうふうにして、これは個人にさせるのかそれとも役場でもそういう支援をする用意があるのかどうか。これを5年以内に個人でやれという計画だと、とてもじゃないけどそこまで行けないと思うんです。これはもう少し支援体制がちゃんとできているのかできていないのかによってこの年数を決めるべきだと思うんですけれども。

あと、この第5条と第8条の規定、入居期間の継続を希望する場合は、規則で定めるところにより町長の承認を受けなければならない。これはどういうところでこの継続、2年とありますけれども、この2年の根拠、それとこの5条と8条の条例の整合性をどこに持っていくのか。この町長が規則で定めとありますけれども、この規則は現在あるのかなのか、答弁をお願いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 8番、具志堅議員のほうに説明いたします。

8点ほど質疑がございました。まず1点目に、第1条の意欲的な新規就業者という、その意欲的という意味合いはどういったことであるかということでありましたけれども、今回この支援住宅の設置に当たりまして大きな目的が農水産業の担い手の支援ということでありまして、それに当たりまして、募集するにあたりましては先ほど来、話してありますけれども就農計画、経営計画など、いろいろな書類も提出していただきます。その中で例えばその施設の家賃が3万円という低価な額でございますので、安いからやってみようかという軽い気持ちで申込みをされても困るという思いもあります。青年農業者なり若い漁業者なり意欲的に本当に活動している方々もいらっしゃいますので、そういう意味合いで意欲的な新規就業者という形の言葉を使っております。

それと2点目、第2条の(1)、附帯施設とは何ぞやということでございますけれども、その住宅には住居部分と倉庫になる部分、これは10平米以上ありますけれども、シャッターのついた倉庫でございます。それとあと駐車場、それと屋外の作業所がございます。そういったものを指しております。同じく2条(2)のほうですね、相続による取得を除くということがありますけれども、この担い手住宅の募集に当たりましては、農地を持っている方々というものの条件もありますので、ただ単に、例えばサラリーマンが農地を取得したと、相続によって取得したということがあった場合のことも考えられます。そういったことの場合は相続によらないものということで書き示しております。

それと第4条、正組合員の見込みがある者ですけれども、先ほど1番議員のほうからもご意見がありましたけれども、見込みがある者ということで準組合員も含めてですけれども、新規就業者、新規に漁業をされる方を望んでいる方も対象という形で取り扱ってございます。同じく4条の(2)ですが、アのほう、50歳未満であるということでありまして、これにつきましても今後担い手として長く第1次産業に就業していただくという思いと、いろんな補助金などの年齢とかのくくりの中で、やはり青年農業者と言われる方々が50歳以下ということがあります。それで同じようなくくりをしております。同じく4条の(2)のイです。1年以内に就業することが確実

な者ということでもありますので、早めにさせたほうがいいんじゃないのということでもあります、1年以内ですと早めにやってもらえる形も取れると思いますので、そのような書き出しでございます。

それと7点目、第5条、入居期間到達時の経営に支援する方法、5年以内ではなかなか独立した経営は難しいのではないかと思いますけれども、先ほど来、支援が大事だよということもありますので、もちろんその部分については我々も、そしてまた県のほうの経営の支援もつなげていきたいと考えております。またほかの事業で機械の整備とかハウスの整備とか、そういったものも受けられますのでそういった支援のほうも行っていきたいと考えております。

8点目、第8条の3項、5条の規定の期間の継続を希望する場合は、規則で定めるところにより町長の承認を受けなければならないということでもあります。5条では原則5年以内ということをしております。ただし、特別な理由がある場合という、この特別な理由ができるだけ5年以内に経営体が安定するよということでも我々も支援していきます。支援していきますけれども、5年たってもまだ独立には至っていない状況がある場合はもちろん精査するんですけども、そういった場合はいろんな支援策も施しながら今後も継続して支援したほうがいいのかというのを精査しまして2年延長できるような形を取っております。それと規則の期限なんですけれども、規則においては今整備しているところでもあります。この条例が可決しましたら、改めて告示する予定であります。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休憩（午前11時05分）

再開します。 再開（午前11時05分）

農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 8番、具志堅議員のほうに説明いたします。

答弁漏れがございましたので、改めて説明いたします。入居条件の中で個人なのか家族なのか、グループなのかということでありましたけれども、個人でも可能であります。家族同伴でも可能であります。ただし、住所もここに設置してもらいますので、あくまでも個人、家族という形で考えております。グループという観点では今考えておりません。生計を一にするという形で取っておりますので。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかにございませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 お伺いします。

まず、今具志堅議員からも質疑がありましたけれども、目的、1条、意欲的な新規就業者に貸し付ける。この意欲的なというところに私もちょっと気になりまして、今回この条例を制定するに当たって、条例の文言で感情的な文言というのは適しているのかと思いますが、先ほど説明の中で軽い気持ちで申し込まれても困るとおっしゃっていましたが、これは入居者の資格があるにもかかわらず、選定する側がこの就業者は軽い気持ちで申し込んだなという形で断れたと、相手側から感じられるような原因にならないですか。そういった意味でのこの条例の文面の中で意欲的なという、これは適さないんじゃないかなと私は思うんですが、これは我々本部町の中での

これを、いわゆる権利や義務を制限するようなものですよね、条例というのは。だからしっかりとした文面でなければならぬし、不明瞭な部分があると後々何かあったときに困るような文言だと私はまずいのではないかなと思います、そこら辺をもう一度説明願いたい。

あと1点、第4条、入居者の資格の中で、これもこの文言の曖昧さなんですが、1条で担い手住宅に入居申込みできる者は、次の各号全てに該当する者とするであって、その(1)で次のいずれかに該当する者とまたなっている。こういう言い方は適しているんですか。これは初日の説明のときに課長も詰まりましたよね、ここで。これは問題ないんですか。

あと先ほどから言っている就業から5年未満の者とか、この中で例えば二十歳で就業して25歳になって5年間就業しましたと。これから頑張っていきたいという20代の若者は入れないんですか。この3点をまずお伺いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 13番、喜納議員のほうに説明いたします。

まず1点目に、第1条の意欲的な新規就業者という意欲的という言葉ですね、それについて説明させていただきます。今回その住宅を農水産業担い手住宅ということで、我々も担い手を確保するために手厚く整備したところであります。それに見合うような町民の期待を裏切らないようなと言ったら語弊になるかもしれませんが、いろんな町民の期待もございましてですね、できるだけ農水産業の担い手を募集していきたいと思っているところであります。その中で農業でやはり食べていきたいと、水産業で食べていきたいと、生活していきたいということの強い意志がある方が必要なかなと思って、あえて意欲的という言葉を使っております。

それと2点目、第4条、担い手住宅に入居申込みできる者は、次の各号全てに該当する者と、全てという言葉と、それと1号の次のいずれにか該当する者の言葉が分かりづらいんじゃないかということでもありますけれども、第1条の文面の中に、各号全てという言葉を使っております。この各号というのは、(1)の1号ですね、(2)の2号です。(1)の1号には、次のいずれかに該当する者と、1号は次のものが該当すればよろしいですよと。2号においては次に掲げる全てを具備する者と、あえて分けているのはそのこの部分で仕分けていることでそういった文面となっております。

あと同じく4条のところの5年以内の就業についてですね、二十歳の若い方々がそれに入れないのかということもございますけれども、あくまでも新規就業者ということでもありますので、二十歳であろうが50歳未満であればその対象となりますので、十分な就農計画などをやってもらって申込みを受付するという形となります。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩 (午前11時13分)

再開します。

再 開 (午前11時13分)

農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 すみません、答弁漏れでございます。

二十歳から就業して25歳になって、5年間経過した方々は対象にならないのかということであ

りますけれども、今回の新規就業者の支援住宅ということがありまして、就業から5年以上たった方々については今回は対象にならないということになっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今、5年以上たった就業者は対象にならないとおっしゃっていますが、ウで前号に掲げる者のほか町の農水産業の振興につながると町長が認めた者とありますが、ここでこう書いてあるということは5年以上たっている者も拾うよということなんじゃないですか。例えばこれは4世帯ですから集まると思うんですけど、集まらなかった場合、これで拾うよというような意味合いも持っているんじゃないですか。そこら辺をお伺いしたい。一切、5年以上たっている者は新規就農ですので入れませんというのであればそれはそれで構いませんし、それで説明してもらえればいいのですが、そこら辺をもう1回説明してもらいたい。

先ほどの1条の説明では、また同じようなことをおっしゃっていましたが、強い意志とか、だからその町がこの担い手支援住宅をする趣旨や意味は我々も理解していますし、第1次産業の振興を掲げていく中で大事なことだと思えますが、しかしその中に、この目的の中で曖昧さやそういう文が条例の中ではふさわしくないんじゃないかと言っているんですね。意欲的なというのは入れる必要ない、分かっているわけです。趣旨としてこうやりたい、それは町としてはそういう新規就農者を支援していくと。入居者の資格の中でしっかりとしていけばいいだけで、意欲的なということを削除する必要は私はあると思うんですけども、もう一度お聞きしますが、それは必要なんですか。そのまま意欲的な新規就業者でも問題ないというお考えなのか、この2点をもう一度お伺いします。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 13番、喜納議員にご説明いたします。

1条の意欲的な新規就業者、意欲的な部分で私のほうから説明させていただきます。入れた経緯というのは農林水産課長からあったとおりでございます。この意欲的なという文言を条例の中に入れるべきかどうかということでございますが、例えば法律等で各委員を地方自治法等で、例えば教育委員、農業委員等は識見を有する者という言い方をしております。監査委員に関しましては人格が高潔でという言い方をしております。そのような文言を加えることによってある一定の重みを持たせる、あるいは理解しやすい等々あります。この条文に関しましては、意欲的なということであえて入れさせてもらっておりますが、要はやる気のある方々ということで入れております。なので法律等も抽象的な言い方をしている部分がありますので、この分に関しましては問題ないという解釈でございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 13番、喜納議員のほうに説明いたします。

第4条第1号のウのほうに、5年以上たった方々の取扱いなんですけれども、原則ア、イに書いてある5年未満の者ということがありますので、5年以上たった者については該当しないという考えでおります。ならウの町長が認める者はどんなものかということではありますが、例えばそ

の就業者が、今回入った就業者が病気などで就農できなくなったと。しかし、この家族で農業を継続していきたいということがありましたら、改めて就農計画など、名義を換えて就農計画などを立ててもらって継続してその住宅に住みたいということなどがありましたら、そういった事例があった場合にはその形で町長が認める者ということの取扱いになるのかなと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 新しく条例を制定するという事なので、私の思いとしては、この新規就農者として町の農水産業の担い手の確保、定住促進の趣旨をしっかりと理解していただいて、その入居した後もしっかりと入居した方々とトラブルなどが起こらないような形の明確なものが、条例が必要ではないかという趣旨で質問させていただきましたが、そうおっしゃるのであればそのようにしっかりと運営していただきたいし、今後規則もつくっていくということですので、その中でしっかりとした役場の立場としてやっていただきたいと思っております。

最後に町長の見解をお伺いしたいと思うんですが、町長の思いも詰まったこの条例だと思うんですが、どのようにお考えですか、町長一言お願いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 新しい取組をしなければ新しい時代は切り開けないと、私は常日頃そう思っております。今、我々を取り巻く地域の状況、農業であったり、それから漁業であったり、それから地域のいわゆる土地利用の形態であったり、いろんな部分の中で大きな曲がり角に入っているのであろうと見ております。本部町だけじゃない、沖縄全県そうです。日本全国そうです。新しい農業と農村漁業のその産業、そして担い手をどのような形でつくり上げていくのかといったようなことについては、やはり国を挙げた大きな課題だとも思っております。地方創生の観点からもそうだと思っております。東京一極集中の人口の課題を是正するにしてもそうです。そういう大きな大局的な立場の中で、特に農業と漁業については労働生産性の部分の中でフル生産業であると。その中でどうにか地域を盛り上げていく、そして生命産業、これがないと生きていけないといったようなこの生命産業を支えていくというのは、我々地方の課題でもあるし、国全体の課題でもあろうかと思うしております。ですので、今般そういうふうなことで新しく、本当に本気で農業に本格的に取り組んでいく若い者を育てる策でございますので、そういう観点に立って新しい事業としてのチャレンジに入ったということでもあります。このことというものが日本全国のモデルケースになるんだろうとも思っております。それがモデルケースになれるかなれないかは先ほど議員各位のほうからも指摘がありましたとおり、細かいところまでフォローをしなければいけないと、こう思っております。特に先ほどもございましたけれども、ハードの面の整備だけではいかんともしがたい、ソフトの部分の中でいかに経営者として、農業経営者として技術的なサポート、物づくりのサポート、売るサポート、経営をやりくりするその力といったようなことをどうサポートできるのかと、支援できるのかというようなことというものがとっても重要なことだと思っておりますので、いろんな側面から、また議員のほうからもこの事業がモデ

ル事業になるように力を貸していただければなと思っております。なお、この条例が可決されたときには、この条例をもって県の農林水産振興センターの農業改良普及課のほうに直接足を運んで、そこには技術者がいっぱいいますので、この施設に関わる農家については特別重点指導対象農家と位置づけて指導していただきますようにというようなことで専門の県の普及課のほうにも私のほうから相談を持ちかけていきたいなと思っております。なお、付け加えますけれども、具志堅区は高齢化率、去年の状況を見ますと49.3%で町内で一番高齢化率が高いです。その一番高齢化率が高い49.3%ですから、もう50%ぐらいになっているんじゃないかなと思っております。そういった意味では高齢化先進集落でありますので、それを高齢化先進集落への対応のモデル集落となればいいのかと思っておりますので、ぜひ伊良波議員、特にご協力いただければと思っております。幸いにして一つのモデルとして、高齢の出身が具志堅に入居して、そして経営モデルを築いている方もいますよね。ですからそういった意味からすると今この事業の取組というのがとても可能性を秘めているというようなことで考えておりますので、議員のほうもぜひその気持ちを酌み取ってご協力いただければとよろしく願いいたします。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第77号 本部町農水産業担い手支援住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第77号 本部町農水産業担い手支援住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (午前11時27分)

再開します。

再 開 (午前11時35分)

先ほど農林水産課長の説明について、訂正したいとの申出がありますので訂正させます。農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 先ほどですね、説明の中で8番、具志堅議員ご質疑の答弁の中で、4条の資格のほうで、条文のほうには5年未満ということで書いてありますけれども、私の答弁のほうで5年以下という言葉で説明しておりましたので、5年未満でございますので訂正させていただきます。

○ 議長 松川秀清 日程第7. 議案第78号 本部町子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第78号 本部町子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第78号 本部町子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第79号 本部町保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第79号 本部町保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第79号 本部町保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第80号 本部町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 ではお伺いしますが、今回放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の改正という形で議案が上がってきておりますが、それでは、今後もうこの放課後児童クラブを新たに設置するという考えは今のところ町にはないのか。なぜかという、これは前年ですか、この条例をつくったのは。それに対して今年も改正した。でまた来年、再来年に改正があるというのは、この条例はいかがなものかと思えますね、毎年毎年改正していくのは。なのでその見通し、今後もあるのか、それを少しお伺いしたいと思えます。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 13番、喜納議員にご説明いたします。

今回、上本部地区に1つ、去年できた本部地区に1つという形で、公設民営としては2か所で運営していこうということで、今後というのは今考えていないところです。状況を見ながら、ニーズがあれば5年先か10年先というのは検討する余地はあると思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 放課後児童クラブの対象児童は町内に何名ぐらいいますか。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 8番、具志堅議員にご説明いたします。

対象が小学生の1年生から6年生までとなっておりますので大体700名いらっしゃいます。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 この700名のうち公営、民営を含めてこの児童クラブの利用児童は何名ですか。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 令和3年時点で162名いらっしゃいます。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 162名だとすると、公営で80名、民営で82名になりますがけれども、この後まだこの放課後児童クラブを利用できていない児童が多数いますけれども、この人たち、対象の児童……、公営の児童クラブを造る予定はないとおっしゃいましたけれども、必要とされていないということですか。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 8番、具志堅議員にご説明いたします。

放課後児童クラブというのが、学校が終わってから家庭で見ない人がないであるとか、学校が終わった後に集団で勉強、生活の場を確保するというためにできている場所でもありますので、児童と通称言われているんですけども、希望者の、待機の児童が今いない状態なので、今後は造る予定はないという説明でございました。以上です。

○ 議長 松川秀清 4回目で特別ですので、お願いします。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 よく分かりました。今後、この放課後児童クラブ公営は造らないということですが、まだ民間の法人で82名ほど利用されている方がいらっしゃる。これは町内の児童だけですか。それから町外の児童とかもいらっしゃいますか。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 児童自体が町内に限っておりますので、町内の児童となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第80号 本部町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第80号 本部町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第81号 かみもとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今回、指定管理の中でJHC共生の杜が指定管理に選ばれたんですが、JHC共生の杜はもう一園、たしか民間での学童を持っているかと思うんですが、その定員などがもし分かれば、その定員をお伺いするとともに、今回かみもとぶ放課後児童クラブはこの40人というのは募集に際して、例えば上本部校区とか本小校区とか瀬底小校区とか、その校区分けもあるのか、その2点をお伺いします。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 13番、喜納議員にご説明いたします。

JHC共生の杜が学童を2か所運営しております。こすも学童が現在44名、スペース学童が40名いらっしゃいます。あと、かみもとぶ学童についての校区割りがあるのかというご質問ですが、町内全域を対象にしておりますので校区割り等はございません。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第81号 かみもとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第81号 かみもとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第82号 町道の路線変更についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第82号 町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第82号 町道の路線変更については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第83号 町道の路線認定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第83号 町道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第83号 町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第84号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第84号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第84号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第85号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第85号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第85号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第86号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第86号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第86号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (午前11時53分)

再開します。

再 開 (午後1時30分)

日程第16. 議案第87号 令和3年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 1点質疑いたします。

本部町人材育成スタッフ募集支援業務についてでございます。地域おこし協力隊の人材の活用について、新しい挑戦ということでも応援をしております。ぜひこの地域おこし協力隊、優秀な人材を確保していただいてしっかりとした運用に乗せていただきたいと思います。1点質疑

ですが、確認の意味も込めて質疑をさせていただきます。

財源に関しては、この募集支援業務の財源は交付税措置で、地域おこし協力隊の報酬も全額交付税措置ということによろしかったですか。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 3番、山川議員にご説明をいたします。

議員おっしゃるとおり、今回提案しています委託料の募集事業に関しまして交付税の特別交付税措置、交付税措置の範囲内でありますので全額交付税措置されると、200万円が上限になっていますので、その範囲内ですので10分の10が交付税措置、来年度3名の隊員を今予定しているところでございますが、その3隊員に対しましては地域おこし隊、隊員の活動に要する経費ということでこれは人件費も込みですが、1人当たり470万円が上限でありますので、この範囲内でありましたら全額特別交付税措置をされるということでございます。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 総務課長にまたお伺いしたいんですけれども、この制度は例えばほかの課でも運用することが可能なのか、制限というのはないのか、そういったところをお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 3番、山川議員にご説明いたします。

特に活動内容、県内での活動内容を、地域おこし協力隊がやっている活動内容は、教育観光振興、環境保全、移住定住支援、情報発信、特産品開発、地域活性化、農業振興、宿泊業、ふるさと納税、文化財関係、これが今現在、県内で実績がある活動内容です。人数に関しては制限はありません。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 人数に関しても制限がないということで、幅広い活用が見込めるということなんですが、この地域おこし協力隊に過度な期待というのは禁物だとは思いますが、しかしながら、ほかの課でも、例えば農林水産課でも企画商工観光課でも様々な活用の仕方というのがあるのかなと思っていますが、ぜひ担当課から、農林水産課、企画商工観光課からその点についてお伺いしたいのと、最後に町長のほうからもこの地域おこし協力隊に関しての活用といいますか、そういったところをお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 3番、山川議員のほうに説明いたします。

地域おこし協力隊の事業が多面で活用できるということがありますので、農林水産関係も検討してみたいなと思います。ただ、農林水産課におきましては補助事業とか、その他の制度の事業もたくさんありますので、そこも勘案しながら検討していきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 3番、山川議員にご説明いたします。

地域おこし協力隊の制度というか、企画としても人口減少、あと高齢化等の進行が著しいものがあるものですから、地域以外からの人材を積極的に受入れ、地域協力活動も行いながらできれば移住、定住に図ることができれば、その辺もいろいろ活用していきたいと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 基本的には地域おこし協力隊の力を借りずに、自分たちの地域というのは自分たちでつくり上げるという気概を持ちながら地域づくりはやらなければいけないと、私はこう思っております。地域おこし協力隊を借りなければ地域が再生できないような状況があるのであれば、その状況そのものがいかなものかなという思いもしております。しかし、世の中は現実には照らし合わせなければいけないので活用できるものは活用しようというような考え方で今回これを走らせるわけです。今回もコーディネーター、必ずしもよその力を借りなくても地域内にいないのかという内部議論もやりました。また一方では、その地域おこし協力隊の力を借りる部分もないだろうかといったようなことで久米島のほうにも職員に調査してこいということで派遣いたしました。今回また県外のほうに教育の分野で職員を派遣して調査もさせてきました。私自身も国頭に行ったりというようなことでよその地域の状況も調べております。そういった状況の中で今回それに踏み切ることですけれども、特に教育の分野については山川議員ももうご存じかと思っておりますけれども、なかなか現実に強力な指導体制を築くに当たっての人材が不足している。もっと分かりやすく言えば、塾一つ開設しようにしてもそれに対応できるような人材が少ないといったようなそういった実情がございます。ですので今回、地域おこし協力隊の力を借りて、それが結果としていい結果を生むというようなことで予想されるのであれば早い段階で、議員もおっしゃるように次のステージを考えたいと、このように考えているところであります。いずれにせよ地域おこし協力隊が地域と本当に密着して、欲を言えば、期間が終わった後にこの町にずっと住み続けるような形ができれば理想的だなとこのように考えているところであります。まずは走りながら考えていこうというようなことでございます。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 水産振興費の委託費でございますけれども、これは事項別明細書の19ページです。600万円が計上されておりますが、これは8割は県からの補助ということを知っております。その中で単純疑問ですけれども、確認を含めて質疑をさせていただきたい。この600万円については漁協に委託という話を聞いております。漁業組合ですか。一般的に見ればこれはもちやもちやで除去ですから、重機も使いますよね。そうすると建設業だろうと、客観的にはそう思うわけですけれども、これは恐らく漁業者の救済という形も含めて、いわゆるひもつきの事業なのかなと私は推測をするんですが、その確認を1点。

それとあと1点は、今後そういった補助がさらにあるのか。見込めるのか。と申しますのは、水納島に関しましては当初から町長、当局はかなり力を入れていただいて水納島の港湾の除去作業につきましてはやっているというのは承知をしております。せんだって現地の方といろいろ話をしている中で、ビーチのほうはかなり堆積をしているという話をしております。これは今後そ

ういうのがあり得るかということを知っているわけですが、この事業はいわゆる港湾に限っている、漁港に限ったその事業なのか。これから見る限りでは海岸漂着物地域対策推進事業と、海岸漂着物となっていますのでそういったところも含まれる事業なのか。漁港に限定された事業なのかということで確認の意味でお聞かせいただきたい。よろしくお願いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 1番、仲程議員のほうに説明いたします。

19ページの委託料、海岸漂着物地域対策推進事業委託料の件ですけれども、その委託料の前にちょっとだけ説明したいんですけれども、今回、委託する部分については、町が管理する漁港海岸がございまして。新里漁港海岸ですね、あと浜崎の海岸ですけれども、その部分が農林水産課のほうで所管するところであります。それがありまして、今回委託事業として600万円を補正しております。実はこの漂着物の事業というのは毎年行っているところであります。これまでの漂着物というのはプラスチックとか漁網とかですね、そういったもの等のプラスチックごみなどの漂着ごみを撤去して事業をしてまいりました。改めてこの600万円の補正をお願いしているところなんですけれども、これにつきましても、現在、沖縄県が事業として持っている予算を活用しまして、改めて今回の軽石の除去の費用として申請したところであります。その部分が600万円ついたということです。除去に当たりましては、議員の情報であります漁協にお願いするというこの話なんですけれども、我々も漁業協同組合に委託して撤去作業を進めたいと思っております。と申しますのも、漁業者支援もございまして、その委託料の中に漁民を雇って作業をしていくという形で、漁民が参加することで報酬が得られるということもございまして、その支援に当たっているところであります。その他の海岸の作業につきましても、今後沖縄県からの補助の示しも出てくるかと思っております。例えば港湾関係ですね、その他のビーチとかが今後県のほうから支持があるはずなので、それに照らし合わせて軽石の除去作業に入ってくるものだと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 よく分かりました。漁協に委託することについては特に問題ではないと思うんですけれども、客観的に見ますと儉素なのかなというふうな感じがしましたので質疑しました。今後、そういう補助がまた県からあるという話も今聞きましたので、水納島等については住民の生活環境保全という意味も含めて、あるいはこの間聞いたら、港湾部については整備をされている、問題なしという話をしておられましたけれども、あれが30センチも堆積しているという話を聞いている。重機を持ち込むにしてもどういうふうにして持ち込むか。要するに航路ですから、船で持って行くわけにはいかんだろうし、どういう形でやったほうがいいかなと非常に頭を痛めているという実情でございまして。そういう意味で今後、それを出ましたら、そういう事業が、補助が出るようなことがあれば、まず人の生命に関わる問題でありますので、水納島のことについては引き続き、町長よろしくお願いしますと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 今回の仲程議員と関連しますけれども、大分回収した軽石、トン袋だとか土のう袋等いろいろありますけれども、トン袋でどのぐらいのストックがあるのか。そしてこれを積極的に使いたいという人が出た場合に、運搬して現場まで持って行ってくれるのか。あるいは自己負担でもいいから欲しいという方がいれば、その辺の扱いはどのように考えているのかをお願いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 12番 座間味栄純議員に説明いたします。

これまで軽石が漂着してから回収を行っているところでありまして、回収におきましてはほとんどがボランティアで回収しているところでありまして。これまで10団体——10団体というか10回ほどそのボランティアの活動がありました。その中で本部町がその除去に当たりましてトン袋、フレコンバックなんですけれども、それを支給しながら集めてもらっております。それが今現在、海岸のほうには700袋ぐらいが既に回収されてその海岸に置かれております。その回収したものの利活用のことも話されておりましたが、今現在、既に農家の皆様方が、トン袋ではなくて土のう袋ぐらいの大きさの袋に入っているものについては、軽トラ当たりでどんどん自分の畑に持っていったりもしております。ただ、大きなトン袋におきましては、我々のスタンスとしてはできるだけ活用してもらいたいということがありまして、今、農林水産課の窓口では取り受けてほしいという方々がおりましたら申請してもらって、どういったふうに活用するのか。その後、活用した後の、またどういった状況になったかというものの情報収集をしようかと思ひまして、ちゃんと名簿化をしております。運搬につきましては、以前県のほうからも塩分濃度がまだ高いということがあって農業には使わないでくださいというような形の触れ込みもありますので、我々が積極的に運搬して持っていくわけには今のところいかないものですから、海岸にあるトン袋、自分たちで例えばユニックのあたりに持ってきて、もらっていくということについては特段規制はしないつもりではあります。ただ、申請をしていただくということでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 13ページ、児童福祉総務費、法人保育園の負担金が利用人数の減により7,500万円ほど減額になっておりますが、差し支えなければこれの内訳ですね、法人保育園ごとの減額というのは分かるのか。もし分からなければ何法人で、何保育園で、分かる範囲内の説明を願いたいと思います。

23ページ、道路維持費、今回公有財産購入費ということで伊野波佐伊土間線の未買収用地の購入をなさっておりますが、その場所の説明をもう一回と、これはどういった目的があって購入なさっているのかという2点をお伺いします。

最後、27ページ、教育総務費、事務局費、今回本部小学校140周年記念事業補助金として200万円ついております。とても助かると思うんですが、これは今事業費の2分の1、上限200万円とおっしゃっておりますが、今後もどういった学校の記念事業に際してもこれを当てはめていくの

かそれをお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 13番、喜納議員にご説明いたします。

13ページの法人保育園の負担金の減ですけれども、全体で集計しているものですから個別では特に今ございません。5法人に対しての減でございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 13番、喜納議員にご説明いたします。

場所としましては、伊豆味に向かってきしもと食堂と具志堅自動車を左に曲がって、佐伊土間橋を過ぎた次のコーナー、カーブがあります。そこを前に買おうとしたんですけれども、道が狭いので買えなかったと。それが今回買えたので、未買収用地を買うということで、道をドリーム保育園へ行くところが危ないので、絶対を買っていたほうがいいということで未買収用地を購入することになっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番、喜納議員にご説明いたします。

今回本部町立本部小学校が140周年記念を迎えるということがありまして、今回記念事業に対して200万円の補助金ということでありまして、委員会としましても、周年ですので、10年ごとでそういう事業が各学校行われると思っております。その際に各学校での事業計画の中身を見て、今回本部小学校でやられている事業計画の中身はプロジェクター、あとスクリーンとかの機器ですね、そういった学校での備品みたいなものですね。そういう学校で使われるものであれば、本来であれば単費で計画してやっていくべきものなのかなと思うんですが、予算のほうが高額というところもありましてなかなか着手できていなかったところもあります。今回140周年の期成会の皆さんが事業計画を立てられたものに対して、やはり今後も、どの学校も周年事業は行われると思うんですが、学校運営の中で必要なものを精査しながら補助金のほうをやっていきたいというように考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 道路維持費の件ですが、ドリーム保育園の入り口の横になるんですかね…。休憩をお願いします。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩（午後1時55分）

再開します。

再 開（午後1時56分）

13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 確かに急カーブになっていますので、あそこら辺は保育園もありますし、整備したほうがいいと思いますので、そこら辺は整備をお願いしたいと思います。

では教育委員会のほうですが、今の説明では事業計画を立てて、その中を精査して事業費の2分の1か上限200万円ということをおっしゃっていましたが、これは10年ごととおっしゃっていましたが、これはもし10年ごとに何らかの理由で10年ごとじゃないと。例えば端数があつて、

75年とかそうなったときに、しかし学校としてはこういった理由がありますよと。そういった場合どのような対応をするのかということ、今後瀬底小学校が今年度で132、伊豆味が127とありますが、じゃあ先ほどの説明のとおりその期成会が立ち上がって事業計画を出していただければその分は対応していくという形だと私は先ほどの説明で思うんですが、その財源としてはどこから出すんですか、今後も含めてですね、そこら辺をお伺いします。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 13番、喜納議員にご説明いたします。

周年で、途中のものでそういうふうになってきたらということの対応なんです、やはり周年事業というのは10年ごとの大きな事業というふうにつけておいて、途中で上がってくるものに対しては、やはり学校として必要なものかどうかということも精査しながら、財政当局と調整しながら単費対応か、財源のことに出てくると思うんですけども、それは財政当局と調整しながら対応していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 13番、喜納議員にご説明いたします。

財源のことですが、その前に今回の周年事業におきましても補正の要求の中で精査をいたしました。これまでの方針として事務局長からあったように上限200万円の2分の1ということがありまして、事業費も全部2分の1、200万円持つかといえどもそうではなくて、例えば祝賀会をしますよとかPTAでユニホームを作りますよとか、そういったものは補助の対象とは考えていなくて、あくまでも子供たちへの還元ですかね、あと記念誌等の作成を精査してやります。本来ならばプロジェクター等は教育費につけてやるべきだと思いますけれども、今回期成会の力を借りて整備しますからこの補助金を充てているところでございます。あくまでも単費になりまして、今回はふるさと納税の教育部門に寄附をいただいております。それを美らまちづくり基金に充当しておりますので、その基金を取り崩しまして原資としているところでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 教育環境の整備というのはとても大切なことですので、この周年事業に限らずしっかりと予算をつけていただきたいということ、その周年事業を各期成会、PTAなども一生懸命計画の末やりますので、しっかりとまた行政当局のバックアップをしていただければと思います。先ほど総務課長の財源の話もありましたが、そこら辺も今後精査していきながら、周年事業というのは各学校どんどん続いていきますので、そこら辺しっかりと予算もつけていただければと思いますので、そういった教育環境整備の部分に関して、町長最後に見解をお願いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 基本的な考え方ですけども、どの学校もそうなんですけれども、節目節目にしっかりと過去を振り返って、そして将来を展望していくというこの節目ということはとても大切なことですし、かつまたかなりその辺は自主的に期成会ね、期成会といったようなことで

卒業生の皆さんが自主的に立ち上がってやっていく。それこそが町そのものの活力そのものだというような認識を持っております。ですので、可能な限り予算の捻出をして、そして今後もともどもバックアップしていきたいとこのように思っております。どの学校も等しくバックアップしていくというような基本的な考えに変わりはありません。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第87号 令和3年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第87号 令和3年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第88号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第88号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第88号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第89号 令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第89号 令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第89号 令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 意見書第7号 離島振興法の改正・延長を求める意見書を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 意見書第7号、令和3年12月16日。本部町議会議長 松川秀清殿。提出者、本部町議会議員 座間味栄純、賛成者、本部町議会議員 崎浜秀昭、賛成者、本部町議会議員 伊良波 勤。離島振興法の改正・延長を求める意見書。上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

離島振興法の改正・延長を求める意見書。離島においては、昭和28年に離島振興法が制定されて以来、離島振興政策が推進され、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする社会資本の形成が大きく進展した。離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。しかしながら、離島においては、厳しい自然的・社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった本土との地域格差は、引き続き対応すべき課題である。また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島をめぐる状況は依然として厳しく、一層強力に離島振興政策を推進していく必要がある。よって、国においては、現行の離島振興法が令和4年度末をもって失効することから、技本改正の上、恒久法化も視野に入れて延長されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年12月16日、沖縄県本部町議会。宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、内閣官房長官。以上です。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

意見書第7号 離島振興法の改正・延長を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。意見書第7号 離島振興法の改正・延長を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

産業建設常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第11回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

令和3年第11回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午後2時13分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会議員 具志堅 正 英

本部町議会議員 仲宗根 須磨子